

章	節	頁	変更箇所	変更前	変更後
	-	-	目次	第2章 第2節 前計画の総括 1 取組の概要・目標の達成状況 10	第2章 第2節 <u>計画の中間評価</u> <u>削除</u>
1	基本的な事項				
	3	4	計画期間	本計画の期間は、2022（令和4）年度から2031（令和13）年度までの10年間とします。 <u>また、本計画は概ね5年で中間見直しを行うほか、廃棄物の処理方針や社会情勢など、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合にも、計画内容の進捗状況などを検証した上で、見直しを行います。</u>	本計画の期間は、2022（令和4）年度から2031（令和13）年度までの10年間とします。 <u>計画期間の5年目となる2026（令和8）年度に中間評価を行い、その結果等を踏まえて計画の見直しを行いました。</u>
2	本市の現状				
	1	7	人口動態_全体	本市の人口は、2020（令和2）年に行われた国勢調査では約59.3万人でした。 将来人口の傾向をみると、これまで堅調に推移してきた本市の人口は減少を続け、人口減少局面へ移行した可能性が高くなっており、2060（令和42）年には約51.5万人まで減少すると見込まれています。 年齢層別の分析では、2010（平成22）年から2020（令和2）年にかけて、老年人口は約4.1万人増加した一方で、生産年齢人口は約4.1万人減少、年少人口は約0.6万人減少しており、高齢化が進行していることがうかがえます。今後も老年人口は増加を続けると予測されており、市全体の32.4%が65歳以上となる2060（令和42）年には、生産年齢人口1.6人で1人の老年人口を支えることになります。 図表2-4	本市の人口は、2020（令和2）年に行われた国勢調査では約59.3万人でした。 将来人口の傾向をみると、 <u>2020（令和2）年からの40年間で14万人以上の減少になると予想され、2060（令和42）年には約45.2万人まで減少すると見込まれています。</u> <u>年齢層別の分析では、2010（平成22）年から2025（令和7）年にかけて、老年人口は約5万人増加する一方で、生産年齢人口は約5.8万人減少、年少人口は約1.3万人減少しており、高齢化が進行していることがうかがえます。今後も老年人口は2045（令和27）年頃まで増加を続けますが、その後減少に転じ、2060（令和42）年には約17.3万人となる見込みです。</u> 図表2-4（人口ビジョンのグラフに差し替え） 図表の下に注釈を追記（素案用）※改訂版では削除
	2	10-13	前計画の総括_全体	前計画の総括 1 取組の概要・目標の達成状況 図表2-8 図表2-9	計画の中間評価 削除 全修正 図表2-8 全修正 図表2-9 全修正（現計画4年間の評価）
3	ごみ処理基本計画				
	1	20	図表3-5	— 古紙類（新聞・チラシ/段ボール/雑誌類/紙箱・包装紙等/紙パック/衣類）	<u>小型充電式電池等</u> 追加 古紙類（新聞・チラシ/段ボール/雑誌類/紙パック/衣類）
	1	21	図表3-6	— 古紙類：雑誌類/紙箱・包装紙等 剪定枝：直径10cm以内かつ長さ50cm以内のもの 粗大ごみ：電話申込 処理手数料券を貼付する	資源物 - <u>小型充電式電池等</u> 追加 古紙類：雑誌類 剪定枝：直径15cm以内かつ長さ100cm以内のもの 粗大ごみ：電話又はWeb申込 処理手数料券等を貼付する

章	節	頁	変更箇所	変更前	変更後
	1	22	図表3-7	リサイクルできない紙： カーボン紙 / 写真 / ちり紙 / 感熱紙 / 紙コップ / 油紙 / コーティングや箔押しされた紙 など 食品廃棄物： 生ごみ / 食べ残し / 売れ残り / 茶殻 など ●このほか、従業員の飲食後の缶・びん、ペットボトルで、きれいに洗って分別してあるもののみ、資源物として市の処理施設（リサイクルプラザ）で受け入れます 草木繊維： 落ち葉 / 刈り草 / 割り箸 / 天然繊維はぎれ など — 粗大ごみ： <u>耐久消費材その他の固形の廃棄物</u> ●最大の辺又は径が概ね50cm以上200cm以下であり、かつ重量が概ね60kg以下であるもの ●木製のもの 欄外：事業系ごみはごみステーションには出せません！	リサイクルできない紙： カーボン紙 / 写真 / ちり紙 / 感熱紙 / 紙コップ / 油紙 / コーティング紙 / 箔押しされた紙 など 食品廃棄物： 生ごみ / 食べ残し / 売れ残り / 茶殻 など (削除) 草木繊維： 落ち葉 / 刈り草 / <u>剪定枝</u> / 割り箸 / 天然繊維はぎれ など 缶・びん ペットボトル プラスチック容器類： 缶・びん / ペットボトル / プラスチック容器類 ●社員等の個人が消費したもので、きれいに洗浄・分別してあるものに限る 粗大ごみ： 木製のもの ●最大の辺又は径が概ね50cm以上200cm以下であり、かつ重量が概ね60kg以下であるもの ●<u>破砕・分解していないものに限る</u> 欄外：事業系ごみは<u>家庭用</u>ごみステーションには出せません！
	1	24	図表3-10	もやせるごみ - 北部清掃工場 - 資源化 - 売却・鉄くず 資源物 - リサイクルプラザ等 - 資源化（処理後） - 資源化・ペットボトル —	<u>削除</u> <u>削除（売却に統合）</u> 資源物 - リサイクルプラザ等 - 資源化（処理後） - 資源化・<u>小型充電式電池</u> 追加
	1	25-26	図表3-11	ペットボトル ➡ <u>衣類、カーペット、クリアファイル等</u> 新聞・チラシ/段ボール/<u>雑誌類/紙箱・包装紙等/紙バック</u> — 剪定枝 (搬入先) <u>北部清掃工場</u> (処理・処分) チップ化 (剪定枝) ➡ <u>防草材</u> 粗大ごみ (搬出・収集頻度) 不定期 (電話申込)	ペットボトル ➡ <u>ペットボトル 衣類等</u> 新聞・チラシ/段ボール/<u>雑誌/紙バック</u> <u>小型充電式電池等</u> 追加 (再生品等) 小型充電式電池 ➡ <u>ステンレス製品・銅製品等</u> 剪定枝 (搬入先) <u>民間処理施設</u> (処理・処分) チップ化 (剪定枝) ➡ <u>バイオマス発電</u> 粗大ごみ (搬出・収集頻度) 不定期 (電話<u>またはWeb</u>申込)

章	節	頁	変更箇所	変更前	変更後
	2	29-30	ごみ・資源物の排出量_全体	P29) 本市のごみ・資源物の年間排出量（計画収集量(A)+直接搬入量(B))は、これまで、各種施策の取組により、減少傾向にありましたが、近年横ばいで推移しています。計画収集量は2018（平成30）年度までは減少し、その後は概ね横ばいで推移しています。直接搬入量は近年増加傾向にありましたが、令和2年度は新型コロナウイルスによる事業活動の停滞の影響で事業所のごみ・資源物が大きく減少しています。また、家庭ごみ量（計画収集量(A)のうち、もやせるごみ・もやせないごみ・粗大ごみの量）を2015（平成27）年度の1人1日当たり570gから2023（令和5）年3月までに470gにする「家庭ごみマイナス100g」の取組は、これまで市民と行政が一体となって取り組んできており、2020（令和2）年度末現在では503gで残り33gとなっています。 図表3-17 図表3-18	P29) 本市のごみ・資源物の年間排出量（計画収集量(A)+直接搬入量(B))は、各種施策の取組や人口減少等により、減少しています。計画収集量は2020（令和2）年度以降毎年減少、直接搬入量は2022（令和4）年度に増加したものの、以降は減少しています。 また、家庭ごみ量（計画収集量(A)のうち、もやせるごみ・もやせないごみ・粗大ごみの量）を2015（平成27）年度の1人1日当たり570gから2025（令和7）年3月までに470gにする「家庭ごみマイナス100g」の取組は、市民と行政一体となって取り組んだことにより、2025（令和）年9月に目標を達成し、2025（令和7）年度末現在では448gとなっています。 図表3-17 全修正 図表3-18 全修正
	2	31-33	組成_全体	（もやせるごみ） もやせるごみとして排出されたごみの組成状況を図表3-19に示します。 5年間（2016（平成28）年～2020（令和2）年）の平均では、約78%が適正に排出されている一方で、資源物が19%、もやせないごみが2%程度混入しており、混入率は横ばいの状況となっています。 図表3-19 （もやせないごみ） もやせないごみとして排出されたごみの組成状況を図表3-20に示します。 4年間（2016（平成28）年度～2019（令和元）年度）の平均では、約68%が適正に排出されている一方で、もやせるごみが10%、資源物が21%程度混入していますが、混入率は減少しています。 図表3-20 （缶・びん、ペットボトル） 缶・びん、ペットボトルとして排出されたごみの組成状況を図表3-21に示します。 4年間（2016（平成28）年度～2019（令和元）年度）の平均では、約91%が適正に排出されており、概ね良好な状況となっています。 図表3-21	（もやせるごみ） 「もやせるごみ」として排出されたごみの組成状況を図表3-19に示します。 5年間（2021（令和3）年～2025（令和7）年）の平均では、約77%が適正に排出されている一方で、資源物が20%、もやせないごみが2%程度混入しており、混入率は横ばいの状況となっています。 図表3-19 全修正（平均欄追加） （もやせないごみ） 「もやせないごみ」として排出されたごみの組成状況を図表3-20に示します。 5年間（2021（令和3）年～2025（令和7）年度）の平均では、約76%が適正に排出されている一方で、もやせるごみが6%、資源物が17%程度混入していますが、混入率は年度により増減はあるものの減少しています。 図表3-20 全修正（平均欄追加） （缶・びん、ペットボトル） 「缶・びん」「ペットボトル」として排出されたごみの組成状況を図表3-21に示します。 5年間（2021（令和3）年～2025（令和7）年度）の平均では、約95%が適正に排出されており、概ね良好な状況となっています。 図表3-21 全修正（平均欄追加）
	2	34	収集・運搬	(1) 収集・運搬体制 分別区分ごとの収集頻度・排出方法を図表3-6（P21）に、2022（令和4）年3月現在の ごみ収集車両の保有状況を図表3-22に示します。 (2) ごみステーションの設置・管理 本市では、ごみステーションの美化を推進するため、飛散防止ネットの無償配布や、ボックス型及び折り畳み式のごみステーションを整備する地域団体等への助成のほか、分別説明会の開催などにより、ごみ出しの際のルールの周知を図るとともに、清掃指導員による監視・指導などを行っています。	(1) 収集・運搬体制 分別区分ごとの収集頻度・排出方法を図表3-6（P21）に、2026（令和8）年3月現在の ごみ収集車両の保有状況を図表3-22に示します。 (2) ごみステーションの設置・管理 本市では、ごみステーションの美化を推進するため、飛散防止ネットの無償配布や、ボックス型及び折り畳み式のごみステーションを整備する地域団体等への助成のほか、ごみ出しカレンダーやごみ分別アプリ、市政出前トークなどにより、ごみ出しの際のルールの周知を図るとともに、清掃指導員による監視・指導などを行っています。

章	節	頁	変更箇所	変更前	変更後
	2	35-36	図表3-23～25	図表3-23 図表3-24 図表3-25 (H27～R2実績)	図表3-23 全修正 図表3-24 全修正 図表3-25 全修正 (R2～R7の実績)
	2	37	文章一部 /図表3-26	プラスチック容器類等の収集量の増加 飲料カップなどのプラスチック容器類等は、便利なライフスタイルへの移行とともに収集量が増加しています。 プラスチック容器やペットボトル等のプラスチックは、私たちの生活に幅広く利用され、利便性をもたらす一方、不適正な処理による河川等への流出は、海の生態系に影響を及ぼす海洋プラスチック問題の要因ともなっています。 このようなことから、 <u>国においてはプラスチック容器類に加え、</u> <u>現在、本市がもやせるごみとして収集しているプラスチック製品に</u> <u>についても一括回収する方針を示しています。</u> 図表3-26 (H27～R2実績)	プラスチック容器類等の収集量の高止まり 飲料カップなどのプラスチック容器類等は、便利なライフスタイルへの移行とともに収集量が増加しています。 <u>環境への配慮の観点から、減量化や代替素材への転換などの動きも見られますが、依然として多く排出されています。</u> プラスチック容器やペットボトル等のプラスチックは、私たちの生活に幅広く利用され、利便性をもたらす一方、不適正な処理による河川等への流出は、海の生態系に影響を及ぼす海洋プラスチック問題の要因ともなっています。 このようなことから、 <u>「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行により、市町村はプラスチック製品（現在、本市では「もやせるごみ」）の資源化に努めなければならないとされたところ。</u> 図表3-26 全修正 (R2～R7の実績)
	2	38	図表3-27	図表3-27 (H27～R2実績)	図表3-27 全修正 (R2～R7の実績)
	2	39	処理経費_全体	(3) 処理経費 <u>収集・運搬、焼却、埋立、資源化の部門ごとに算出する本市独自の原価計算を行っており、処理経費は以下のとおりです。</u> 図表3-28	(3) 処理経費 <u>収集運搬、焼却処理、資源化、埋立処分</u> の部門ごとに算出する本市独自の原価計算を行っており、処理経費は以下のとおりです。 図表3-28 全修正
	2	40	資源化_全体	民間処理施設での古紙類等の直接資源化や、粗大ごみ処理施設及びリサイクルプラザでの破碎・選別、圧縮・梱包等の中間処理による資源化を、また、北部清掃工場での焼却処理後の焼却残渣に含まれる鉄くずの資源化を行っています。このほか、町内会などの市民活動団体による資源物回収活動や新聞社による新聞紙の自主回収及び民間処理施設による固形燃料RPFの製造などの資源化を行っています。 2017（平成29）年度から金属類、2018（平成30）年度から草木類の分別収集を開始していますが、古紙類や資源物回収活動の回収量の減少などにより、資源化量は横ばいで推移しています。 図表3-30 (H27～R2実績)	民間処理施設での古紙類等の直接資源化や、粗大ごみ処理施設及びリサイクルプラザでの破碎・選別、圧縮・梱包等の中間処理による資源化を行っています。 <u>このほか、新聞社による新聞紙の自主回収及び民間処理施設による固形燃料RPFの製造などの資源化を行っています。</u> <u>2017（平成29）年度から金属類、2020（令和2）年度から剪定枝、2024（令和6）年度から小型充電式電池等の分別収集を開始していますが、古紙類や資源物回収活動の回収量の減少などにより、資源化量は減少しています。</u> 図表3-30 全修正 (R2～R7の実績)
	3	42		(3) 資源化率の向上 2017（平成29）年度に金属類を、2020（令和2）年度に剪定枝を資源化の対象に追加し、分別収集に取り組んでいるものの、もやせるごみへの古紙やプラスチック容器類の資源物の混入などがあり、資源化量は概ね横ばいで推移しています。資源化率の向上のため、もやせるごみやもやせないごみに混入している資源化が可能な品目の分別徹底を図っていく必要があります。	(3) 資源化率の向上 2017（平成29）年度に「金属類」、2020（令和2）年度に「剪定枝」、 <u>2024（令和6）年度に「小型充電式電池等」を資源化の対象に追加し、分別収集に取り組んでいるものの、「古紙類」の減少や「もやせるごみ」への資源物の混入などがあり、資源化量は減少傾向です。</u> 資源化率の向上のため、「もやせるごみ」や「もやせないごみ」に混入している資源化が可能な品目の分別徹底を図っていく必要があります。

章	節	頁	変更箇所	変更前	変更後
	3	43	全体	(1) プラスチック製品等の排出抑制 近年、プラスチックごみの流出による海洋汚染が国際的な課題となっており、国のプラスチック資源循環戦略では、ワンウェイプラスチックの使用削減や資源化についてスケジュールの全体像が示されています。このため、本市においても、ワンウェイプラスチックの排出抑制等の対策を進めていく必要があります。	(1) プラスチック製品等の排出抑制 近年、プラスチックごみの流出による海洋汚染が国際的な課題となっており、国においては「プラスチック資源循環戦略」に基づく取組に加え、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」により、設計から廃棄に至るまでのライフサイクル全体での資源循環の取組が推進されています。このため、本市においても、ワンウェイプラスチックの排出抑制等の対策を引き続き推進していく必要があります。
	3	45	その他	4 適正及び安定的な処理・処分 北部清掃工場は、2007（平成19）年から供用を開始していることから、 <u>適正及び安定的な処理を継続していくため、基幹改良工事を行います。なお、工事の施工に当たっては、工場を運転しながらの大規模工事となることから、市民のごみの搬入等に支障のないように配慮する必要があります。</u> 南部清掃工場については、2022（令和4）年に新工場の供用を開始しており、 <u>機能的な問題はありませんが、適正な施設の運転管理を継続し安定処理を行う必要があります。</u> また、リサイクルプラザ及び横井埋立処分場においては、今後も適正な補修工事や維持管理を行い安定的な処理を継続する必要があります。 6 その他 近年多発している台風や地震などの自然災害や、感染力の高い新型コロナウイルス感染症など、様々な危機管理を要する事象が発生しているため、災害廃棄物処理計画や業務継続計画に基づき適切に対応できるよう、事前の備えを行う必要があります。	4 適正及び安定的な処理・処分 北部清掃工場は、2007（平成19）年から供用を開始していることから、 <u>延命化のため基幹改良工事を行いました。今後は、適正かつ安定的な処理を継続していくため、処理施設のあり方について検討を行う必要があります。</u> 南部清掃工場については、2022（令和4）年に新工場の供用を開始しており、適正な施設の運転管理を継続し、安定処理を行う必要があります。 <u>横井埋立処分場については、2028（令和10）年の供用開始に向け、2工区3期の整備を行っていますが、工事の施工に当たっては、ごみの搬入等に支障のないように配慮する必要があります。</u> また、 <u>リサイクルプラザについても、今後も適正な補修工事や維持管理を行い、安定的な処理を継続する必要があります。</u> 6 その他 台風や地震などの自然災害や感染症など、様々な危機管理を要する事象が発生しているため、災害廃棄物処理計画や業務継続計画に基づき適切に対応できるよう、事前の備えを行う必要があります。
	4	46	図表3-31	基本方針1－基本施策1 基本方針3－基本施策1 施策② 北部清掃工場基幹的設備改良	基本方針1－基本施策1 <u>施策③ 食品ロスの削減の推進 追加</u> 基本方針3－基本施策1 施策② 北部清掃工場基幹的設備改良 <u>※R7に事業完了</u>
	4	47	全体	(1)人口 人口の将来予測値は、第六次市総合計画と同様、人口ビジョン・総合戦略（2021（令和3）年3月改訂）の推計値を採用しており、目標年度の2031（令和13）年度では約58万人と推計しています。 図表3-32	(1)人口 人口の将来予測値は、「 <u>鹿児島市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（改訂版）</u> 」中、「 <u>【参考資料】次期総合戦略策定（計画期間：令和9年度～）策定に向けた人口動向分析・将来人口推計（令和8年3月）</u> 」における「 <u>本市将来推計人口</u> 」を採用しており、目標年度の2031（令和13）年度では約56万人と推計しています。 <u>なお、今後同推計人口が更新された場合は、その内容を踏まえ更新を行います。</u> <u>図表3-32 全修正</u>
	4	48-50		図表3-33 図表3-34 図表3-35	<u>図表3-33 全修正</u> <u>図表3-34 全修正</u> <u>図表3-35 全修正</u>

章	節	頁	変更箇所	変更前	変更後
	4	51-52	全体	基本方針１－基本施策１ 施策：広報啓発の充実と市民団体等への活動支援 （内容） 市民・事業者・市民活動団体・行政が連携して３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）をさらに推進していくため、広報啓発の充実による実践的な取組を推進するとともに、市民活動団体等が行うリサイクル活動等への支援を行い、ごみの減量化・資源化を進めます。 （具体的取組） ・広報紙「市民のひろば」、ごみ出しカレンダー、ホームページ、ごみ分別アプリなどの各種情報媒体を通して、また町内会・事業所等への分別説明会や市政出前トークの開催等により、在住外国人を含めた幅広い世代に、分かりやすく継続的に減量化・資源化に関する意識啓発を行います。 ・ごみの分別マナーの向上に向けては、10～40歳代の認知度が低いという市民意識アンケート調査の結果を踏まえた広報啓発を行います。 ・水切りの取組事例や計画的な食材の購入方法、冷蔵庫の食材管理方法などの情報を発信し、生ごみの減量化や食品ロスの削減を図ります。 ・多様な分野に関連する食品ロスについて、関係部局が連携し、削減計画の策定を検討します。	基本方針１－基本施策１ 施策：広報啓発の充実と市民団体等への活動支援 （内容） 市民・事業者・市民活動団体・行政が連携して３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）をさらに推進していくため、広報啓発の充実による実践的な取組を推進するとともに、市民活動団体等が行う<u>３Ｒに関する活動の情報発信</u>を行い、ごみの減量化・資源化を進めます。 （具体的取組） ・広報紙「市民のひろば」、ごみ出しカレンダー、ホームページ、ごみ分別アプリ、<u>SNSなどの各種情報媒体を通して、また町内会・事業所等への市政出前トークの開催等により、在住外国人を含めた幅広い世代に、分かりやすく継続的に減量化・資源化に関する意識啓発を行います。</u> ・<u>削除</u> ・<u>削除（食品ロスの削減の推進へ一部修正し移動）</u> ・<u>削除（食品ロスの削減の推進へ一部修正し移動）</u>
	4	52	全体	基本方針１－基本施策１ 施策：資源物の有効活用の推進 （具体的取組） ・「缶・びん、ペットボトル、プラスチック容器類、古紙類、電球・蛍光灯、乾電池、スプレー缶類、金属類」の分別収集を実施し、資源化を推進します。 ・剪定枝粉碎機の無料貸出・購入費助成や剪定枝の戸別収集を実施し、剪定枝の資源化を推進します。 ・羽毛布団のリサイクルや古着のリユースなど、資源が循環する仕組みづくりを検討します。	基本方針１－基本施策１ 施策：資源物の有効活用の推進 （具体的取組） ・「缶・びん、ペットボトル、プラスチック容器類、古紙類、電球・蛍光灯、乾電池、<u>小型充電式電池等</u>、スプレー缶類、金属類」の分別収集を実施し、資源化を推進します。 ・剪定枝粉碎機の無料貸出や剪定枝の戸別収集を実施し、剪定枝の資源化を推進します。 ・<u>羽毛布団のリサイクルを実施し、資源化を推進します。</u> ・<u>古着のリユースなど、資源が循環する仕組みづくりを検討します。</u>
	4	53	全体（追加）	—	基本方針１－基本施策１ 施策：食品ロスの削減の推進 （内容） 鹿児島市食品ロス削減推進計画に基づき、市民及び事業者の食品ロスへの理解を深め、主体的な食品ロス削減の実践を推進し、食品ロスの削減を図ります。 （具体的取組） ◆行政 ・多様な分野に関連する食品ロスについて、関係部局が連携し、鹿児島市食品ロス削減推進計画に基づき食品ロス削減に取り組みます。 ・食品ロス削減の取組やアイデアを募集し、計画的な食材の購入方法、冷蔵庫の食材管理方法などの情報を発信します。 ・食品の売れ残りを防ぎたい小売店とお得に商品を購入したい消費者のニーズをマッチングするフードシェアリングサービスを運用し、食品ロス削減を図ります。 ◆市民（市民活動団体） ・食品の購入や調理の方法を改善することなどにより、食品ロスの削減に取り組みましょう。 ◆事業者 ・自らの事業活動により発生している食品ロスを把握し、商習慣の見直しなどを図ることにより、食品ロスの削減に取り組みましょう。

章	節	頁	変更箇所	変更前	変更後
	4	53-54	全体	基本方針１－基本施策２ 施策：ワンウェイプラスチックの排出抑制等（具体的取組） ・関係団体との連携によるワークショップ等を開催し、ワンウェイプラスチックの削減の重要性や取組に関する意識啓発を図ります。 ・現在、本市がもやせるごみとして回収しているプラスチック製品について、国はプラスチック容器類とともに一括回収する方針を示していることから、動向を注視するとともに対応を検討していきます。	基本方針１－基本施策２ 施策：ワンウェイプラスチックの排出抑制等（具体的取組） ・関係団体との連携によるワークショップ等を開催し、ワンウェイプラスチックの削減の重要性や取組に関する意識啓発を図ります。 ・現在、本市が「もやせるごみ」として回収しているプラスチック製品の<u>分別収集及び資源化について検討します。</u>
	4	56	基本施策２	基本方針２－基本施策２ 施策：施設の適正な維持管理（内容） ごみや資源物を適正かつ安心・安全に処理していくために、施設の効率的な運営を行うとともに、<u>長寿命化を図るための</u>計画的な設備更新や改良工事を行います。 （具体的取組） ・北部清掃工場においては、基幹改良工事による施設の長寿命化を図ります。	基本方針２－基本施策２ 施策：施設の適正な維持管理（内容） ごみや資源物を適正かつ安心・安全に処理していくために、施設の効率的な運営を行うとともに、計画的な<u>設備更新</u>を行います。 （具体的取組） ・<u>削除</u>
	4	56	基本施策３	基本方針２－基本施策３ 施策：監視・指導体制の強化（具体的取組） ・事業者の排出責任や自己処理の徹底を図るため、訪問指導や説明会を開催するとともに、収集・運搬許可業者の研修会や清掃工場への搬入車両の検査を実施します。 ・事業所ごみの適正処理ガイドブック等を有効活用し、また、事業所等への戸別訪問を実施するなど、事業所ごみの発生抑制や適正処理に向けた指導を強化します。	基本方針２－基本施策３ 施策：監視・指導体制の強化（具体的取組） ・事業者の排出責任や自己処理の徹底を図るため、<u>事業所ごみの適正処理ガイドブック等を活用した周知・啓発を行うとともに、収集運搬業許可業者の講習会や清掃工場への搬入車両の展開検査等を実施し、事業所ごみの発生抑制や適正処理に向けた指導を強化します。</u>
	4	57	全体	基本方針３－基本施策１ 施策：北部清掃工場基幹的設備改良 欄外 「バイオガスの有効利用と高効率発電の推進」の取組による2022（令和4）年度から2031（令和13）年度までのＣＯ２削減量は、北部清掃工場174,412t-ＣＯ２、南部清掃工場120,773t-ＣＯ２、計295,185t-ＣＯ２を見込んでいます。	基本方針３－基本施策１ 施策：北部清掃工場基幹的設備改良<u>2025（令和7）年度に事業完了）</u> 欄外 「バイオガスの有効利用と高効率発電の推進」の取組による2022（令和4）年度から2031（令和13）年度までのＣＯ２削減量は、北部清掃工場<u>196,552t-ＣＯ２</u>、南部清掃工場<u>128,025t-ＣＯ２</u>、計<u>324,577t-ＣＯ２</u>を見込んでいます。

章	節	頁	変更箇所	変更前	変更後
	4	58	数値目標 /図表3-36	目標 1 ・市民 1 人 1 日当たりごみ・資源物排出量 - ごみ・資源物の排出抑制を促進し状況を把握するため、第三次計画に引き続き設定する指標 - 目標達成まで1人1日当たり108 g 減（インスタントラーメン1袋相当） ・市民 1 人 1 日当たり家庭ごみ量 2016（平成28）年度から取り組んできた「家庭ごみマイナス100g」について、今後 も家庭ごみの減量化・資源化を促進し状況を把握するため、新たに設定する指標 - 目標達成まで1人1日当たり66 g 減（食パン1枚（6枚切り）相当） 目標 3 最終処分量 24,000 t 目標 4 不法投棄確認件数 廃棄物の不適正処理に対する監視・指導の取組状況を把握するため、新たに設定する指標 目標 5 ごみ 1 トン当たりの発電量 廃棄物の有効利用の状況を把握するため、新たに設定する指標 図表3-36 基準年度 2020（令和2）年度 目標 1 ごみ・資源物排出量 946g/人日 中間目標年度 2026（令和8）年度 目標年度 2031（令和13）年度 目標 3 最終処分量 24,000 t	目標 1 ・市民 1 人 1 日当たりごみ・資源物排出量 - ごみ・資源物の排出抑制を促進し状況を把握するため、第三次計画に引き続き設定する指標 - 目標達成まで1人1日当たり17 g 減（削除） ・市民 1 人 1 日当たり家庭ごみ量 2016（平成28）年度から取り組んできた「家庭ごみマイナス100g」について、今後 も家庭ごみの減量化・資源化を促進し状況を把握するため、<u>第四次計画から</u>設定する指標 - 目標達成まで1人1日当たり11 g 減（削除） 目標 3 最終処分量 23,000 t 目標 4 不法投棄確認件数 廃棄物の不適正処理に対する監視・指導の取組状況を把握するため、<u>第四次計画から</u>設定する指標 目標 5 ごみ 1 トン当たりの発電量 廃棄物の有効利用の状況を把握するため、<u>第四次計画から</u>設定する指標 図表3-36 参考年度 2020（令和2）年度 目標 1 ごみ・資源物排出量 944g/人日 基準年度 2025（令和7）年度 全修正 目標年度 2031（令和13）年度 目標 3 最終処分量 23,000 t
	4	59-61	全体	目標年度の2031（令和13）年度における▲▲を約●%削減（2020（令和2）年度実績比） 計画収集量 6%削減 直接搬入量 30%削減 総量 15%削減 図表3-37 図表3-38 図表3-39	目標年度の2031（令和13）年度における▲▲を約●%削減（<u>2025（令和7）</u>年度実績比） 計画収集量 6%削減 直接搬入量 7%削減 総量 6%削減 図表3-37 全修正 図表3-38 全修正 図表3-39 全修正

章	節	頁	変更箇所	変更前	変更後
	4	62	全体	(1)収集・運搬体制 家庭系ごみについては、収集区域は本市の行政区域全域であり、2021（令和3）年度の分別収集は17区分となっています。 現在、本市がもやせるごみとして収集しているプラスチック製品は、プラスチック容器類とともに一括回収する方針を国が示していることから、その動向を注視し、対応を検討していきます。 また、今後、資源物の回収品目が増えるなどの事由により、現行の収集・運搬体制での対応に支障が生じることとなった場合、全体的な排出及び回収の状況等を踏まえ、効率的な収集・運搬体制となるよう検討します。 なお、事業系ごみについては、排出する事業者自ら処理施設へ直接持ち込むか、市の許可を得ている一般廃棄物処理業許可業者に収集運搬を委託し、排出事業者の責任で適正に処理しなければなりません。 (2)収集・運搬量 目標年度の2031（令和13）年度における計画収集に係る収集・運搬量は、約131,000tと推計しています。 <u>図表3-40</u>	(1)収集・運搬体制 家庭系ごみについては、収集区域は本市の行政区域全域であり、<u>2026（令和8）年度の分別収集は18区分となっています。</u> 現在、本市が「もやせるごみ」として収集しているプラスチック製品<u>の分別収集及び資源化について検討します。</u> また、今後、資源物の回収品目が増えるなどの事由により、現行の収集・運搬体制での対応に支障が生じることとなった場合、全体的な排出及び回収の状況等を踏まえ、効率的な収集・運搬体制となるよう検討します。 なお、事業系ごみについては、排出する事業者自ら処理施設へ直接持ち込むか、市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を委託し、排出事業者の責任で適正に処理しなければなりません。 (2)収集・運搬量 目標年度の2031（令和13）年度における計画収集に係る収集・運搬量は、約114,000tと推計しています。 <u>図表3-40 全修正</u>
	4	63-64	全体	(1)中間処理計画 ②中間処理量 目標年度の2031（令和13）年度における中間処理対象量は、約155,000tと推計しています。 <u>図表3-41</u> (2)最終処分計画 ②最終処分量 目標年度の2031（令和13）年度における最終処分量は、約24,000tと推計しています。 <u>図表3-42</u> (3)一般廃棄物処分業許可 一般廃棄物の処理は市の処理施設において行っています。新たに民間処理施設を設置する場合、資源化を目的とした中間処理施設のみ許可します。	(1)中間処理計画 ②中間処理量 目標年度の2031（令和13）年度における中間処理対象量は、約158,000tと推計しています。 <u>図表3-41 全修正</u> (2)最終処分計画 ②最終処分量 目標年度の2031（令和13）年度における最終処分量は、約23,000tと推計しています。 <u>図表3-42 全修正</u> (3)一般廃棄物処分業許可 一般廃棄物の処理は市の処理施設において行っており、<u>新たな一般廃棄物処分業の許可は行いません。ただし、資源化を目的とした中間処理施設又は市の処理施設で処理ができないものを適正に処理する中間処理施設については、この限りではありません。</u>
	4	65		(2)適正処理困難物等の対策 適正処理困難物については、製造・販売事業者による回収・引取を促進するとともに、各種リサイクル法等に示される適正処理が行われるよう周知を行います。また、市の処理施設で処理できないごみについては、専門の処理事業者等による適正処理を行います。 ◆図表3-43 市で受け入れができないもの	(2)適正処理困難物等の対策 適正処理困難物については、製造・販売事業者による回収・引取を促進するとともに、各種リサイクル法等に示される適正処理が行われるよう周知を行います。また、市の処理施設で処理<u>が</u>できないものについては、専門の処理事業者等による適正処理を行います。 ◆図表3-43 市<u>の</u>処理施設で<u>処理が</u>できないもの

章	節	頁	変更箇所	変更前	変更後
4	生活排水処理基本計画				
	1	66	1 基本理念・基本方針	(1) 基本理念 本市では、公共下水道や地域下水道、合併処理浄化槽等により生活排水の処理を行っています。 このうち、公共下水道については、下水道法に基づき公共下水道事業計画（以下「事業計画」という。）を策定し、整備を推進しています。事業計画等の区域外においては、合併処理浄化槽の設置を促進することにより生活排水の衛生処理の向上を図ります。また、単独処理浄化槽やくみ取り便槽については、汚濁負荷の大きい生活雑排水を未処理のまま河川等に放流するため、水環境の保全上の大きな障害となっていることから、合併処理浄化槽への転換をより一層促進していきます。	(1) 基本理念 本市では、公共下水道や地域下水道、合併処理浄化槽等により生活排水の処理を行っています。 このうち、公共下水道については、下水道法に基づき公共下水道事業計画（以下「事業計画」という。）を策定し、整備を推進しています。事業計画等の区域外においては、合併処理浄化槽の設置を促進することにより生活排水の衛生処理の向上を図ります。また、単独処理浄化槽やくみ取り便槽については、汚濁負荷の大きい生活雑排水を未処理のまま河川等に放流するため、水環境の保全上の大きな障害となっていることから、合併処理浄化槽への転換をより一層促進していきます。<u>なお、本計画は、水質汚濁防止法に基づく「生活排水対策推進計画」を兼ねるものです。</u>
	2	70	文章/図表4-4	(1) 公共下水道 2020（令和2）年度末の整備状況は、処理区域面積7,087ha、処理区域内人口471,600人で、事業計画区域面積に対し94.9%、行政区域内人口に対して79.5%の普及率となっています。 図表4-4 鹿児島市公共下水道事業 第12次変更計画（一部変更） 区分／計画内容 目標年度／<u>2024（令和6）年度</u> 計画処理区域面積／<u>7,467ha</u> 計画処理区域内人口／<u>472,000人</u> 計画1人1日最大汚水量／<u>454L</u> 計画1日最大汚水量／<u>214,200m3/日</u>	(1) 公共下水道 <u>2025（令和7）年度末の整備状況は、処理区域面積7,141ha、処理区域内人口467,100人で、事業計画区域面積に対し95.5%、行政区域内人口に対して79.8%の普及率となっています。</u> 図表4-4 鹿児島市公共下水道事業 第13次変更計画（変更） 区分／計画内容 目標年度／<u>2030（令和12）年度</u> 計画処理区域面積／<u>7,475ha</u> 計画処理区域内人口／<u>467,100人</u> 計画1人1日最大汚水量／<u>445L</u> 計画1日最大汚水量／<u>205,000m3/日</u>
	2	71-74	図表4-7・8・9・11・12・13	<u>図表4-7</u> <u>図表4-8</u> <u>図表4-9</u> (5)② 処理体制 し尿及び浄化槽汚泥は、衛生処理センターで脱水等の処理を行っており、この処理過程で発生する処理水は公共下水道処理施設の南部処理場へ圧送して最終処理を行い、し渣及び沈砂は北部・南部の両清掃工場へ搬入して焼却処理を行っています。 図表4-11 所在地：鹿児島市谷山港三丁目2番1号 <u>図表4-12</u> (7) 汚水衛生処理率 本市の汚水衛生処理率（※）は、くみ取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が進み、緩やかに増加しています。 全国及び鹿児島県平均との比較では、2019（令和元）年度末時点でそれぞれ約5ポイント、約15ポイント上回っており、生活排水処理は進んでいる状況です。 <u>図表4-13</u> 汚泥から肥料づくり～サツマソイル～ 下水汚泥には、窒素・リンなど、カリを除く肥料成分のほか有機物も豊富に含まれています。そこで、水道局では、この下水汚泥を原料にしてサツマソイル（肥料）をつくっています。下水汚泥は、約40日かけて発酵処理され、この過程で温度が80℃以上上昇するため病原菌や雑草の種子なども死滅し、安心して使える肥料になります。	<u>図表4-7 全修正</u> <u>図表4-8 全修正</u> <u>図表4-9 全修正</u> (5)② 処理体制 し尿及び浄化槽汚泥は、衛生処理センターで脱水等の処理を行っており、この処理過程で発生する処理水は公共下水道処理施設の谷山処理場へ圧送して最終処理を行い、し渣及び沈渣は北部・南部の両清掃工場へ搬入して焼却処理を行っています。 図表4-11 所在地：鹿児島市谷山港三丁目2番地1 <u>図表4-12 全修正</u> (7) 汚水衛生処理率 本市の汚水衛生処理率（※）は、くみ取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が進み、緩やかに増加しています。 全国及び鹿児島県平均との比較では、<u>2024（令和6）年度末時点でそれぞれ約5ポイント、約12ポイント上回っており、生活排水処理は進んでいる状況です。</u> <u>図表4-13 全修正</u> 汚泥から肥料づくり～サツマソイル～ 下水汚泥には、窒素、<u>りん</u>など肥料成分のほか有機物も豊富に含まれています。そこで、水道局では、この下水汚泥を原料にしてサツマソイル（肥料）をつくっています。下水汚泥は、約30日かけて発酵処理され、この過程で温度が70℃～80℃に上昇するため病原菌や雑草の種子なども死滅し、安心して使える肥料になります。 <u>写真変更</u>

章	節	頁	変更箇所	変更前	変更後
	3	76	全体	1 汚水衛生処理率の向上 本市の汚水衛生処理率（2020（令和2）年度93.0％）は、全国平均（2019（令和元）年度87.7％）及び鹿児島県平均（2019（令和元）年度78.0％）より高い状況です。しかしながら、人口の7％は、河川や海などの公共用水域へ生活雑排水を未処理のまま放流していることから、公共用水域の水質の汚濁負荷を低減させるため、引き続き、生活雑排水の処理を行っていない世帯に対する公共下水道への接続の推進、くみ取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の促進に取り組む必要があります。 3 適正及び安定的な処理・処分の継続 衛生処理センターについては、供用開始から20年が経過し、施設の老朽化が進んでいくことから、し尿及び浄化槽汚泥を今後も安定的に処理するため、性状や排出量の変化に応じた適正な維持管理を継続する必要があります。	1 汚水衛生処理率の向上 本市の汚水衛生処理率（2025（令和7）年度94.1％）は、全国平均（2024（令和6）年度89.0％）及び鹿児島県平均（2024（令和6）年度82.0％）より高い状況です。しかしながら、人口の6％は、河川や海などの公共用水域へ生活雑排水を未処理のまま放流していることから、公共用水域の水質の汚濁負荷を低減させるため、引き続き、生活雑排水の処理を行っていない世帯に対する公共下水道への接続の推進、くみ取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の促進に取り組む必要があります。 3 適正及び安定的な処理・処分の継続 衛生処理センターについては、供用開始から20年^{以上}が経過し、施設の老朽化が進んでいくことから、し尿及び浄化槽汚泥を今後も安定的に処理するため、性状や排出量の変化に応じた適正な維持管理を継続する必要があります。
	4	77-78	全体	(1) 処理形態別人口 <u>図表4-16</u> (2) し尿及び浄化槽汚泥排出量 本市で処理するし尿及び浄化槽汚泥排出量は、目標年度の2031（令和13）年度では処理対象人口の減少により、し尿5,092kL、浄化槽汚泥65,083kL、計70,175 kLと推計しています。 <u>図表4-17</u>	(1) 処理形態別人口 <u>図表4-16 全修正</u> (2) し尿及び浄化槽汚泥排出量 本市で処理するし尿及び浄化槽汚泥排出量は、目標年度の2031（令和13）年度では処理対象人口の減少により、し尿4,993kL、浄化槽汚泥64,882kL、計69,875 kLと推計しています。 <u>図表4-17 全修正</u>
	4	79	全体	3(2)処理・処分計画 し尿及び浄化槽汚泥は、衛生処理センターで脱水等の処理を行い、この処理過程で発生する処理水は公共下水道処理施設の南部処理場へ圧送して最終処理を行い、し渣及び沈砂は北部・南部の両清掃工場へ搬入し焼却処理を行います。脱水処理後に発生する汚泥は、南部清掃工場のバイオガス施設でメタン発酵の原料として有効利用し、一部は焼却処理を行います。焼却処理した後の焼却残渣は、横井埋立処分場で最終処分を行います。	3(2)処理・処分計画 し尿及び浄化槽汚泥は、衛生処理センターで脱水等の処理を行い、この処理過程で発生する処理水は公共下水道処理施設の谷山処理場へ圧送して最終処理を行い、し渣及び沈砂は北部・南部の両清掃工場へ搬入し焼却処理を行います。脱水処理後に発生する汚泥は、南部清掃工場のバイオガス施設でメタン発酵の原料として有効利用し、一部は焼却処理を行います。焼却処理した後の焼却残渣は、横井埋立処分場で最終処分を行います。

※ 上記記載の内容のほか、現状にあわせた文言の見直し等を行う。